



「フードアイランド九州」 の形成に向けて

平成 20 年 10 月

九州経済同友会 九州はひとつ委員会

『「フードアイランド九州」の形成に向けて』の全体像

わが国の「食」をとりまく課題

①食の安定供給

- 新興国の食料需要増大
- 食料価格の上昇

- 食料の安定確保・食料自給率向上をいかにして達成するか
- 担い手や生産基盤をいかに維持するか

②食の安全・安心

- 食の安全・安心を脅かす事件・不祥事の頻発

- 安全・安心な食の生産と流通をいかに確立するか

③地球環境に優しい食

- 地球温暖化による農林水産業への影響懸念
- 高水準のわが国のフードマイレージ・バーチャルウォーター

- 資源・エネルギーを浪費しない食の生産・流通をいかに実現するか
- 地球温暖化に適応した食の生産をいかに確立するか

九州の現状

- わが国の食料生産額の2割を占める食料供給基地
- 全就業者の2割以上を占めるフードビジネス

- 他地域以上に「食」の課題対応が求められる九州

- 付加価値が低く、国際競争力の劣る九州のフードビジネス

九州の対応のあり方 ～「フードアイランド九州」の形成

九州の目指す将来像

- わが国の3つの課題の緩和・解消を推進する先進的地域たる、「フードアイランド九州」を確立
- 食の安定供給に応える生産性の高い農林水産業の確立
- 食の安全・安心に応える供給体制の確立
- 九州産食品の高付加価値化と新たな市場開拓

「フードアイランド九州」の形成にむけた3つの目標と提言

目標1: 食の安定供給に応える生産性の高い農林水産業の確立

<提言>

- ①企業の農業参入と農地の面的集積の促進
 - 農地賃貸借事業を促進する環境づくり
 - 農地保全のためのルールづくり
- ②農家に対する企業の経営手法導入・情報通信技術活用の支援
- ③耕作放棄地対策としての新たな担い手の確保
- ④公設試験研究機関の連携による地球温暖化適応技術の開発強化

目標2: 食の安全・安心に応える供給体制の確立

<提言>

- ①コンプライアンス経営の徹底と食品検査体制の拡充
- ②生産工程における食の安全・安心に向けた取り組み強化
 - 九州版GAP策定と普及促進
 - HACCPの認定取得支援の拡充
 - 九州版GAP、HACCPに対応した一次産品・加工食品のPR
- ③食関連企業の農林水産業への参入促進
- ④食品残さや畜産廃棄物の利活用の促進

目標3: 九州産食品の高付加価値化と新たな市場開拓

<提言>

- ①「九州加工食品総合支援センター(仮称)」設置の検討
- ②農商工連携による6次産業化の促進
 - 6次産業化に向けたビジネスマッチングの実施
 - 農商工連携を後押しする九州一体での支援体制づくり
- ③地産地消と食育の推進
 - 経済界の支援による地産地消の推進
 - 食育の拡充による九州産食品への理解と消費の拡大
- ④九州域外への販売促進
 - 大都市圏等の市場ニーズの把握と販路の開拓
 - 九州観光推進機構など観光組織と連携した九州産食品の販売強化
 - 輸出促進のための九州一体となった取り組みの展開

目 次

1. わが国と九州の食に関わる課題	1
(1) わが国の食をめぐる課題	1
①食の安定供給	1
②食の安全・安心	1
③地球環境に優しい食	1
(2) 九州の対応のあり方 ～「フードアイランド九州」の形成に向けて～	2
(3) 「フードアイランド九州」の形成に向けた3つの目標	3
①食の安定供給に応える生産性の高い農林水産業の確立	3
②食の安全・安心に応える供給体制の確立	4
③九州産食品の高付加価値化と新たな市場開拓	4
2. 「フードアイランド九州」形成に向けた3つの目標のための提言	5
(1) 「食の安定供給に応える生産性の高い農林水産業の確立」に関する提言	5
①企業の農業参入と農地の面的集積の促進	5
a) 農地賃貸借事業を促進する環境づくり	6
b) 農地保全のためのルールづくり	6
②農家に対する企業の経営手法導入・情報通信技術活用の支援	7
③耕作放棄地対策としての新たな担い手の確保	7
④公設試験研究機関の連携による地球温暖化適応技術の開発強化	7
(2) 「食の安全・安心に応える供給体制の確立」に関する提言	9
①コンプライアンス経営の徹底と食品検査体制の拡充	9
②生産工程における食の安全・安心に向けた取り組み強化	9
a) 九州版 GAP 策定と普及促進	10
b) HACCP の認定取得支援の拡充	10
c) 九州版 GAP、HACCP に対応した一次産品・加工食品の PR	11
③食関連企業の農林水産業への参入促進	11
④食品残さや畜産廃棄物の利活用の促進	11
(3) 「九州産食品の高付加価値化と新たな市場開拓」に関する提言	12
①「九州加工食品総合支援センター（仮称）」設置の検討	12

②農商工連携による6次産業化の促進	13
a) 6次産業化に向けたビジネスマッチングの実施	13
b) 農商工連携を後押しする九州一体での支援体制づくり	14
③地産地消と食育の推進	14
a) 経済界の支援による地産地消の推進	14
b) 食育の拡充による九州産食品への理解と消費の拡大	14
④九州域外への販売促進	14
a) 大都市圏等の市場ニーズの把握と販路の開拓	15
b) 九州観光推進機構など観光組織と連携した九州産食品の販売強化	15
c) 輸出促進のための九州一体となった取り組みの展開	15
参考図表	17
九州はひとつ委員会 委員名簿	33

1. わが国と九州の食に関わる課題

(1) わが国の食をめぐる課題

わが国の「食」をとりまく状況をみると、世界の人口爆発や新興国の台頭等による食料需要の増大、食の安全・安心への関心の高まり、地球温暖化への対応など、大きな環境変化が生じており、それに応じて以下のような課題が生じている。

① 食の安定供給： **わが国の継続的、安定的な「食」を確保できるか**

- 世界的な穀物価格の上昇、新興国等の食料需要の増大により、生活維持に不可欠な食料品の値上げが相次いでいる。また、わが国の経済力の相対的な低下により、食料輸入での買い負けといった現象も生じている。
- こうしたなか、わが国の安定的な食料の確保、あるいは食料自給率を向上させるためにどうすべきか。
- 農林水産業就業者の高齢化が進展し、耕作放棄地が増大する中で、食の安定供給を支える担い手や農地などの生産基盤を、どのように維持・確保していくのか。

② 食の安全・安心： **安心して食べられる安全な「食」を確保できるか**

- 化学物質による食品汚染、新しい家畜の疫病、産地や材料の偽装、調理日時の改ざんや賞味期限切れ食品の使用など、食の安全・安心を脅かす事件や不祥事が頻発している。
- こうしたなか、消費者の食の安全に対する懸念に対して、安全・安心な食の生産と流通を、どのように確立するのか。

③ 地球環境に優しい食： **環境・資源エネルギーに配慮した「食」を実現できるか**

- 地球温暖化による農林水産業への懸念や、資源・エネルギーの需給ギャップが増大している。わが国では、輸入食料の増大に伴い、国際的に見てフードマイレージやバーチャルウォーターの輸入量が極めて大きくなっている。
- こうしたなか、資源・エネルギーを浪費しない食の生産・流通を、どのように実現すべきか。
- また、地球温暖化による農作物の高温障害や病害虫の被害、あるいは水産資源の変調が懸念されるなか、地球温暖化に適応した食の生産を、どのように確立するのか。

(2) 九州の対応のあり方

～「フードアイランド九州」の形成に向けて～

- 九州は豊かな自然と温暖な気候に恵まれており、わが国の食料生産額の2割を占める食料供給基地である。また、九州の産業構造をみても、農林水産業に食品加工や流通業ならびに外食産業を加えた「フードビジネス」の就業者数は、全就業者数の2割以上を占めており、地域の基幹産業の1つとして位置づけられる。
- このため、九州では、わが国の食をとりまく「安定供給」、「安全・安心」、「地球環境」の3つの課題に対して、全国の中でも早急かつ適切に対処することが求められる。
- しかし、3つの課題を同時に克服する上では、様々な矛盾も生じる。例えば、「安定供給」に向けて量的拡大ばかりを追求しすぎると、「安全・安心」が脅かされる懸念があり、逆に「安全・安心」ばかりを追求しすぎると、コストの増大を招き、「安定供給」が脅かされる懸念がある。
- このため、九州では、こうした矛盾を踏まえた上で、食の安全・安心を十分に確保しつつ、安定供給や地球環境の課題を緩和・解消することを目指す。
- さらに、九州のフードビジネスは、他の産業に比べて付加価値が低く、国際競争力の弱い産業にとどまっているのが現状である。
- このため、九州では、生産性の高い農林水産業を確立すると同時に、高付加価値食品の生産と販路開拓に取り組む。
- 以上のように、九州は、「安定供給」、「安全・安心」、「地球環境」の3つの課題に対応した先進モデルを実現しつつ、次代を担う戦略産業として付加価値の高いフードビジネスが再構築された、先進的地域たる「フードアイランド九州」となることを目指す。

(3)「フードアイランド九州」の形成に向けた3つの目標

「安定供給」、「安全・安心」、「地球環境」の3つの課題を緩和・解消し、付加価値の高いフードビジネスが再構築された先進地域、「フードアイランド九州」を実現するため、次の3つの目標を掲げる。

- ① 食の安定供給に応える生産性の高い農林水産業の確立
- ② 食の安全・安心に応える供給体制の確立
- ③ 九州産食品の高付加価値化と新たな市場開拓

① 食の安定供給に応える生産性の高い農林水産業の確立 →「食の安定供給」への対応

- 穀物価格の上昇や世界的な食料需要増大のなか、食料自給率向上の重要性が増大している。わが国の2割の一次産品を生産する九州は、その供給力を増大させ、わが国の食の安定供給に寄与することが重要な課題となっている。
- しかし、現在の九州の農林水産業をみると、一部には輸出品として注目される産品もでてきているが、全体的には依然として国際競争力は劣っている。また、就業者の高齢化や後継者不足が顕著であり、今後は深刻な担い手不足が発生すると考えられる。また、耕作放棄地が増大しており、このまま推移すると、担い手の減少とともに農地減少スピードの加速化が懸念される。
- これらの問題解決のためには、農家や農業協同組合が担い手の中心となっているわが国の農業のあり方を見直し、国際競争力を有する生産性の高い農業を確立することを通じて、自給率の向上を図る必要がある。そのためには、既存の農業の改革を進めるとともに、マンパワーを保有し組織的経営が可能な株式会社等一般法人による農業への参入を促進することが必要である。
- また、地球温暖化に対応した気候変動に強い農林水産業を実現することも、食の安定供給を実現する上で重要である。

② 食の安全・安心に応える供給体制の確立

→「食の安全性」への対応

- 近年、食品への異物・薬物混入や偽装表示問題で、消費者の安全・安心な食に対するニーズが高まっており、九州は、こうした消費者のニーズに対応した信頼性の高い食品（一次産品＋加工食品）を提供することが重要な課題となっている。
- 現在、九州産の食品は、概ね消費者の信頼を得ているものの、安全性が客観的に示されている農産物等は必ずしも多くはなく、「九州産こそ安全で安心だ」というイメージが広く定着するには至っていない。
- このため九州では、農林水産業だけでなく、加工流通業者を含めたフードビジネス全体として、コンプライアンス経営を徹底するなど安全・安心に対する取り組みの底上げを図り、九州全体が信頼性の高い食品群を提供する地域として認知されるべく努力する。
- こうした安全・安心への高い信頼性を拠り所とする生産体制の構築が、フードビジネス全体の収益力アップをもたらすこととなり、生産力の維持・向上を実現し、ひいては食の安定供給にも寄与すると考えられる。
- なお、食品残さの有効利用や畜産廃棄物の堆肥化やエネルギー源としての利用など、農林水産業や食品に関わる域内資源循環も積極的に推進する。域内循環は、食の安全・安心に結びつくと同時に、フードマイレージやバーチャルウォーター輸入量を削減し、地球環境問題に貢献する。

③ 九州産食品の高付加価値化と新たな市場開拓

- 九州は、わが国の2割の一次産品を生産する食料供給基地でありながら、長らく素材の供給基地にとどまり、九州産食品の付加価値は必ずしも高くなかった。また、九州は、国内の他の地方と比較してPR下手だと言われてきた。
- このため、九州産食品の高付加価値化を推進し、九州内、国内、さらには海外への販路開拓を積極的に推進する。
- 高付加価値化は、九州の農林水産業の競争力を強化することにつながるものであり、高付加価値化の推進により、食の安定供給に寄与する。また、高付加価値商品は、安全・安心が前提となるものであり、「九州産食品＝安全で高品質」であることを名実ともに実現する。

2. 「フードアイランド九州」形成に向けた 3つの目標のための提言

(1) 「食の安定供給に応える生産性の高い農林水産業の確立」に関する提言

- ① 企業の農業参入と農地の面的集積の促進
- ② 農家に対する企業の経営手法導入・情報通信技術活用の支援
- ③ 耕作放棄地対策としての新たな担い手の確保
- ④ 公設試験研究機関の連携による地球温暖化適応技術の開発強化

① 企業の農業参入と農地の面的集積の促進

- 食の安定供給に応えるためには、国際競争力を有する生産性の高い農業の実現が必要である。そのためには、マンパワーを保有し組織的経営が可能な株式会社等一般法人による農業への参入が不可欠である。
- 加えて、こうした法人が生産性の高い農業を営むにあたっては、一般法人の農業への参入障壁を引き下げ、面的にまとまった農地を確保可能な条件を整えることが求められる。とりわけ、生産性の高い平地の農業地域において、農地の面的集積を強力に推進することが求められる。一般法人の参入と農地の面的集積の促進は、生産性の向上を実現すると同時に、所得向上や休日増大といった労働条件の改善が促進されることで、農業の担い手確保にもつながる。
- 農地の面的集積を推進するためには、農地の流動の促進が求められる。現在、株式会社など一般法人が農業に参入するためには、特定法人貸付事業にもとづき、市町村および農地保有合理化法人と協定を交わした後、リース契約を結ぶこととなっている。しかし、一般法人による農地の賃借が認められるのは、市町村が設定した当該事業の事業実施区域に限られており、その区域は、中山間地の耕作放棄地やその予備軍などが多い。事業実施区域自体を設定していない市町村もある。
- そのため、やる気のある一般農家や農業生産法人が、土地の賃借等で規模拡大を図る場合にも、条件の良い土地ほど集約化が進まないといった課題が生じており、一般法人の参入は必ずしも進んでいない。さらに、現状の賃借ではリース期間が3～10年と比較的短い場合が多い。このため、参入企業数は限られ、法人参入による成果が十分に得られていない。

- そこで一般法人や生産性の高い農家への農地の面的集積を促進するため、特区制度等を活用した規制緩和や取り組みを、九州において先駆的に導入することを目指す。

a) 農地賃貸借事業を促進する環境づくり

- 一般法人が農業へ参入するために農地を賃借する場合、特定法人貸付事業にもとづき、市町村もしくは農地保有合理化法人と協定や契約を交わすことになっている。しかし、現状では、賃貸借に積極的でない市町村も多い。九州では、企業等が参入しやすい環境づくりを市町村等に促すとともに、農地賃貸借事業の民間開放に向けて、特区制度等の導入を目指す。
- 優良農地の賃貸借を促進するために、市町村等に対し、一般法人が賃借できる特定法人貸付事業の事業実施区域の拡大を促す。
- 特定法人貸付事業では、リース期間の短い賃貸借が多い。投下資本の回収が困難なため、企業の事業進出意欲を阻害しているケースが多いとみられる。そこで、農地の賃貸借を推進するべく、長期契約の賃貸借を促進する。
- 加えて、農地の賃貸借のさらなる促進のため、賃貸借の斡旋事業を民間企業に開放することを、特区制度などを活用して実現する。
- 農林水産省では現在、農地の区画図、農業用排水設備、地形図などの基本情報に、所有・耕作者、貸借意向、営農履歴などの属性情報を重ね合わせた、全国の「農地情報データベース」の整備を進めている。しかし、このデータベース情報へアクセスできるのは、自治体や農協など一部の公的団体に限られる可能性が高い。そこで、九州では、個人情報保護に配慮しつつも、農地流動化促進に役立つ情報は民間へ開放することを目指す。

b) 農地保全のためのルールづくり

- 企業の農業への参入や農地の流動化促進は、農地の荒廃や農外利用への転用につながる懸念が生じる。この懸念を払拭し、農地を適切に保全するためには、農地の賃貸借についてのルールづくりが必要である。
- 例えば、一般法人の農地の賃借では、事前の供託金（保証金）を課す、中途解約する場合は次の農地利用者の確保や原状回復を義務づける、農的利用が維持できなかった場合の罰則規定を導入する、などといった規制を設けることが必要である。

② 農家に対する企業的経営手法導入・情報通信技術活用の支援

- 農家の生産性を高めるため、行政や経済界が連携して、農家への企業的経営手法の導入促進や情報通信技術の活用を支援する。
- 例えば、企業は農家との契約栽培を通じて、農家への企業的経営手法の導入やインターネット取引など情報通信技術の活用を積極的に支援する。
- また、栽培技術等を農家に指導する普及指導員が充実した経営指導が可能となるように、九州の企業が普及指導員に対して経営指導のアドバイスや情報通信技術活用のためのノウハウを提供する。

③ 耕作放棄地対策としての新たな担い手の確保

- 中山間地域では就農者の高齢化の進展などにより、耕作放棄地が拡大している。特に、九州の耕作放棄地率は全国を上回っており、食料自給率を維持するためには、これ以上の耕作放棄地の拡大をくいとどめる必要がある。
- このため、企業の参入を促進し、また U・J・I ターン者や若年層の新規就農を拡充することで、中山間地域農業の新たな担い手を確保することが求められる。そこで、企業に対しては中山間地域の農業への参入条件を大幅に緩和し、新規就農者に対しては農地や空き家の確保に対する支援の拡充が必要である。
- また、中山間地域の農業は生産性が劣るため、既存の農家に加えて、上記の新規参入者による農業や農地保全への取り組みに対して国等の助成が求められる。

④ 公設試験研究機関の連携による地球温暖化適応技術の開発強化

- 地球温暖化により、水稻や果樹の高温障害、亜熱帯性病害虫の定着、あるいは海水高温化による漁獲魚種の変調や魚介藻類養殖業への悪影響等が生じつつあり、今後さらに深刻化すると予想される。
- このため、地球温暖化に適応できる生産技術や品種改良、適作選定が重要な課題となっている。
- そこで、九州の広範囲で栽培される作物や漁獲資源については、九州各地の公設農業試験場・水産試験場などの連携・協力を強化するとともに、沖縄や台湾、東南アジア諸国・地域の研究機関との交流・連携を強化して、地球温暖化適応技術の試験研究や開発を拡充する。
- なお、食の安定供給や環境変化への対応のためには、遺伝子組み換え技術の導入も

考えられるが、遺伝子組み換え食品に対しては、消費者や専門家に賛否両論がある。そのため、公設試験研究機関などで多面的な角度から、その影響を十分に実験・検証する。

(2) 「食の安全・安心に応える供給体制の確立」に関する提言

- ① コンプライアンス経営の徹底と食品検査体制の拡充
- ② 生産工程における食の安全・安心に向けた取り組み強化
- ③ 食関連企業の農林水産業への参入促進
- ④ 食品残さや畜産廃棄物の利活用の促進

① コンプライアンス経営の徹底と食品検査体制の拡充

- 食の安全・安心を脅かす事件や不祥事が頻発しているが、企業がその発信源となっているケースが多い。食に関わる企業は、なによりもまずコンプライアンス経営の徹底が求められる。
- JAS 法では、これまで製造業者等に限って義務付けていた加工食品の品質表示について、平成 19 年度より原材料供給者にも表示を義務付けることとなった。また、国では、不正表示の監視取り締まり体制の強化のため、広域で重大な事案の発生に応じて調査する専門チーム「食品表示特別Gメン」を全国に配置したところである。国によるこれらの規制や監視体制について、さらなる取り組み強化を要望する。
- さらに、九州産食品の全国最高水準の品質や安全性を確保するため、九州独自の検査体制の確立も検討する。
- 以上の取り組み、あるいは以下に述べる九州版 GAP、HACCP 等の取り組みを通じて、「九州産食品＝安全で信頼される食品」という九州のブランドイメージを高める。

② 生産工程における食の安全・安心に向けた取り組み強化

- 加えて、生産・加工・流通の各段階において、他地域以上に食の安全・安心を徹底させ、九州産であること自体が付加価値となるような食品（一次産品＋加工品）の供給体制を確立する。
- その際に、農業の生産工程において有用なのが、農業生産工程管理手法「GAP 手法」(Good Agricultural Practice) であり、食品の製造工程において有用なのが HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) である。
- GAP 手法および HACCP の導入により、生産工程における安全性を可視化し、トレ

ーサビリティの導入に対応可能な体制を整える。

a)九州版 GAP 策定と普及促進

- GAP 手法は、安全性確保・環境保全・品質向上、農業経営効率化などに効果が期待され、生産者への普及を積極的に支援する。
- さらに、九州産農産物の安全・安心を確保するとともに、高いブランド・品質を PR するため、九州で GAP 基準を統一した「九州版 GAP」の策定に取り組む。
- 九州版 GAP は、九州産食品の海外輸出を睨んで GLOBALGAP に対応させることはむろんのこと、品目や産地に応じて、形や大きさ、甘みなど九州独自の付加的基準を設け、安全・安心に品質面での保証をプラスする。
- 九州が一体的となって GAP 手法の普及を強力に推進することで、九州産農産物の安全・安心の水準の底上げを図るとともに、生産工程の見直しを通して農作業の効率化を進めていく。

b) HACCP の認定取得支援の拡充

- HACCP については、食品加工業者の認定取得促進に向けて、自治体などの支援体制を強化する。
- HACCP には、国主導の HACCP 法（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法）や、総合衛生管理製造過程承認制度に基づくものだけでなく、地域 HACCP や NPO 等が推進するものもあるため、それらの情報を集約するとともに、食品事業者にその導入効果やメリットを周知していく。
- 全国では既に、HACCP 法に基づく、施設整備に対する金融や税制上の支援が行われている。九州においては、独自に HACCP 導入時の支援を検討する。

■GAP 手法とは・・・

農業者自らが、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従って農作業を実践・記録し、③記録を点検・評価、改善点を見だし、④次回作付けに活用する、という一連の農業生産工程管理手法。GLOBAL GAP や JGAP、農林水産省版 GAP、県版 GAP などがある。

■HACCP とは・・・

食品の製造工程で発生する恐れのある微生物汚染等の危害について調査・分析（HA）の上、より安全性が確保された製品を得るために重要管理点（CCP）を特定して、継続的に監視・記録し、異常に対して速やかに対策を取ることで不良製品の出荷を未然に防ぐシステム。

c)九州版 GAP、HACCP に対応した一次産品・加工食品の PR

- 九州版 GAP や、HACCP を導入し、安全・安心な生産体制を確立した生産者の一次産品・加工食品については、九州農政局や九州経済産業局、各県などの行政、ならびに九州沖縄農業経済推進機構などの団体、及び経済界が、優先的に PR する仕組みを構築する。

③ 食関連企業の農林水産業への参入促進

- 食の安全・安心を確立するためには、食品を扱う大手流通業者、中食・外食産業などのコンプライアンス経営の確立が不可欠である。
- その上で、(1) ①で指摘した企業の農業への参入や、企業による農家との契約栽培等を推進し、原料から加工まで一貫した「食」の安全・安心を確保する。

④ 食品残さや畜産廃棄物の利活用の促進

- 食の安全・安心を高め、フードマイレージやバーチャルウォーター輸入量の削減に貢献するため、九州における農林水産業や食品に関わる資源循環システムの構築を支援する。
- 食品残さや食品廃棄物などを肥料や飼料として、あるいはバイオマスエネルギーとして利用する循環型システムの構築を支援する。
- また、米の生産調整に伴う転作作物として飼料用作物の生産を促し、畜産王国一九州における飼料自給率を高めるとともに、家畜排せつ物や焼酎製造時の副産物を堆肥化して九州の農産物の有機低農薬化を進めるといった耕畜連携を支援する。

(3)「九州産食品の高付加価値化と新たな市場開拓」に関する提言

- ① 「九州加工食品総合支援センター（仮称）」設置の検討
- ② 農商工連携による6次産業化の促進
- ③ 地産地消と食育の推進
- ④ 九州域外への販売促進

① 「九州加工食品総合支援センター（仮称）」設置の検討

- 全国に約 560 ある公設試験研究機関（以下「公設試」）をみると、農業、水産、工業技術などを支援する公設試は数多くある。しかし、農林水産業等で生産された食材の加工を支援する専門の研究機関は少ない。「食品」を中心に技術研究を行っている公設試もあるが、ごくわずかであり、工業技術センター等の一部門として位置づけられていることが多い。
- 食費に占める菓子類、飲料等や中食の割合が大きくなっていることを考えると、加工食品は非常に重要な分野であり、九州は、今後、域内の食材を用いた加工食品づくりに力を入れ、食品の高付加価値化に取り組む必要がある。
- また、加工食品に対する市場のニーズを把握して生産者に情報提供するとともに、新たな市場を開拓する必要がある。
- さらに、食の安全・安心や高付加価値化を担う研究開発分野の人材拡充も求められる。
- そこで、九州が一体となって、食品加工産業を振興していくため、加工食品に特化した研究開発、販売促進支援組織として「九州加工食品総合支援センター（仮称）」の設置を検討する。その際には、屋上屋を架すことを避けるため、既存の試験研究機関等の統廃合を推進した上でセンターを設置することが望まれる。

「九州加工食品総合支援センター（仮称）」の概要（案）

目的	<p>＜加工食品開発のワンストップサービスの実現＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な食材、食品製造業が存在する九州において、研究開発、市場開拓、意欲向上、人材育成を目指した、加工食品づくりを専門的に支援する体制づくりを目指す。 	
業務内容	研究開発 ・商品開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業ニーズに対応した食品加工技術の研究開発、食品加工企業に対して実用化・製品化の技術支援を行う。 ・ ビジネスマッチングや企業の連携促進の場を提供し、新たな高付加価値商品の開発を促す
	市場開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市等でのマーケティングにより、価格や味、パッケージなど市場のニーズを把握するとともに、それらの情報を生産者や食品加工企業に提供し、ニーズに対応した製品開発を支援する。 ・ 市場ごとの流通ルートを研究し、販売網の拡大を支援する。
	意欲向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品のレベルアップに対する企業の意欲を向上させるとともに、優良な商品の知名度を高めるため、加工食品の評価・表彰制度を導入する。 ・ 定期的に品評会を開催、優秀加工食品を選定、表彰する。 ・ 九州加工食品コンクールや博覧会等を開催し、消費者へのPR活動を実施する。
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当センターが中核となり、大学、公設試験場、企業等と連携することで、農林水産業や食品加工の研究開発を担う人材の拡充・強化を推進する。

② 農商工連携による6次産業化の促進

- 九州産食品の高付加価値化には、一次産品そのものをブランド化し、生鮮食品として市場に流通させることが手段の1つとして考えられる。加えて、それらを素材として特徴ある加工食品を創出することも有効である。
- 地域に密着した加工・販売を強化することで、安全・安心に対する信頼性を高め、生産物の運搬コストが削減でき、フードマイレージの抑制を図る。

a) 6次産業化に向けたビジネスマッチングの実施

- 1次（生産）・2次（加工）・3次（販売・サービス提供）産業を地域内で融合させる6次産業化を促進する。
- 6次産業化は、個人や一企業で展開するより、他の業者と連携することが効率的であると考えられる。そこで、「九州加工食品総合支援センター（仮称）」等が中心となりながら、事業者間のビジネスマッチングや連携体制の定着に向けた支援を行う。

■ 6次産業化とは・・・

第1次産業の「1」、第2次産業の「2」、第3次産業の「3」を、掛け算または足し算をすると「6」になることをもじった造語。各産業が一体となり、総合産業として発展することをめざすこと。

b) 農商工連携を後押しする九州一体での支援体制づくり

- 農商工連携の促進に向けた九州の新たな取り組みとしては、(社)九州経済連合会が「農商工連携促進懇談会」を通じて食品の高付加価値化と販路拡大を促進する支援ネットワークづくりを提唱し、その実現にむけた活動を関係機関と連携して取り組んでいるところである。
- 上記の活動を始めとして、九州が一体となって農商工連携の支援に向けた取り組みを推進する。

③ 地産地消と食育の推進

- 九州域内では、生産者と消費者とのパートナーシップによって新たな市場を形成することが重要であり、地産地消の運動に九州一体となって取り組む必要がある。
- 従来の地産地消の取り組みは、行政や生産者団体、消費者グループならびに観光や外食・小売業界が中心となって展開されてきた。
- こうした動きをさらに強力に展開するため、行政や経済界を挙げて地産地消を推進する。

a) 経済界の支援による地産地消の推進

- フードビジネスに直接関わらない企業も、地産地消を積極的に応援する。具体的には、会社従業員の九州産食品の購入を支援する、あるいは社員の福利厚生事業の一環として都市農村交流を推進するなどが考えられる。

b) 食育の拡充による九州産食品への理解と消費の拡大

- 九州における学校教育や生涯学習の場において、児童・生徒や社会人に対して、食育の場を提供することが求められる。その結果、地産地消の意義について理解を深め、九州産食品の消費拡大につなげる。
- 食育については、例えば、安全・安心な食料摂取の重要性を理解させたり、子どもに農業体験等を通じて農産品に親しみを持たせたり、朝食抜きや個食の弊害について理解を促すといったことが考えられる。

④ 九州域外への販売促進

- 高付加価値商品の定着と生産の安定・拡大のためには、九州産食品の新たな販路の開拓が不可欠である。
- 販路としては、まず大都市圏の市場開拓を推進する。これまで市場開拓が進まなか

った原因を分析し、各市場に対応した出荷体制を築く必要がある。

- また、観光と連携した九州産食品の販売強化も推進する必要がある。
- 今後本格的な人口減少時代が到来するため、国内市場の拡大は困難になると予想されることから、海外市場の開拓を推進する。
- 以上の販売促進を成功させるためにも、前述した安全・安心に対する取り組みや食品の高付加価値化を徹底し、「九州産食品＝安全で信頼される食品」という九州のブランドイメージを高めることが求められる。

a) 大都市圏等の市場ニーズの把握と販路の開拓

- 九州産食品の販売促進を、従来以上に強力に実施する。
- (3) ①の「九州加工食品総合支援センター（仮称）」が中心となって、大都市圏等における食品に対する味や形状、パッケージや色彩等のニーズや、価格や販売ルート等を把握して、九州の生産者に情報提供するとともに、売れる商品づくりや販路の開拓を支援する。

b) 九州観光推進機構など観光組織と連携した九州産食品の販売強化

- 地場産品販売と観光との親和性が強いことに鑑み、観光戦略と組み合わせた九州産食品の PR や販売促進の取り組みを強化する。
- 例えば、九州観光推進機構などが実施する観光イベントなどで、九州産食品を一緒に展示、試食、販売するなど、観光と食品が連携した取り組みを強化する。

c) 輸出促進のための九州一体となった取り組みの展開

- 各県や各団体・組織ごとに行われている輸出を、より効果的で実効性のある取り組みとするため、九州が一体となったマーケティング活動を展開する。
- このため、九州沖縄農業経済推進機構、九州貿易振興協議会、九州観光推進機構や九州経済国際化推進機構、あるいは九州上海事務所を始めとする各県・市の海外事務所などが主体となって、九州産食品の海外への販売を積極的に取り組む。
- 道州制が実現した段階では、九州産食品の輸出に特化した九州一体での組織設立を検討する。

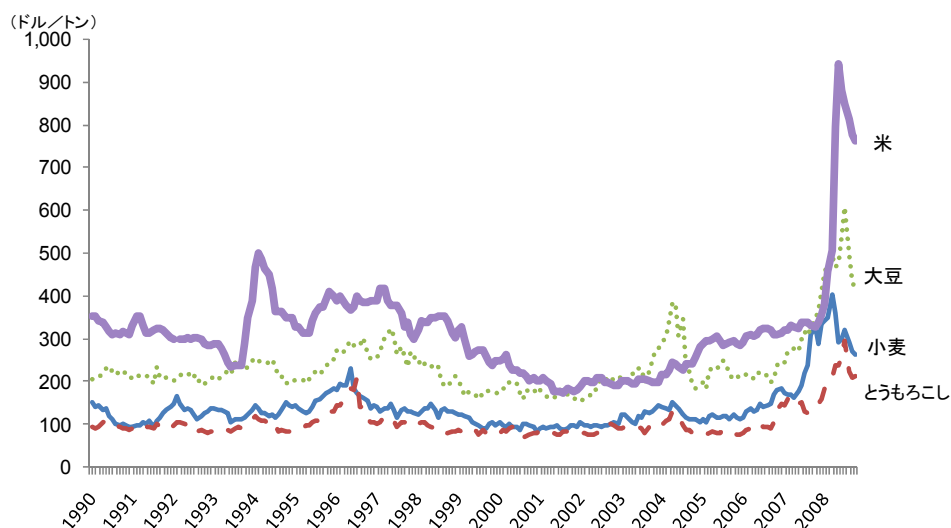
参 考 图 表

1. わが国と九州の食に関わる課題

(1) わが国の食をめぐる課題

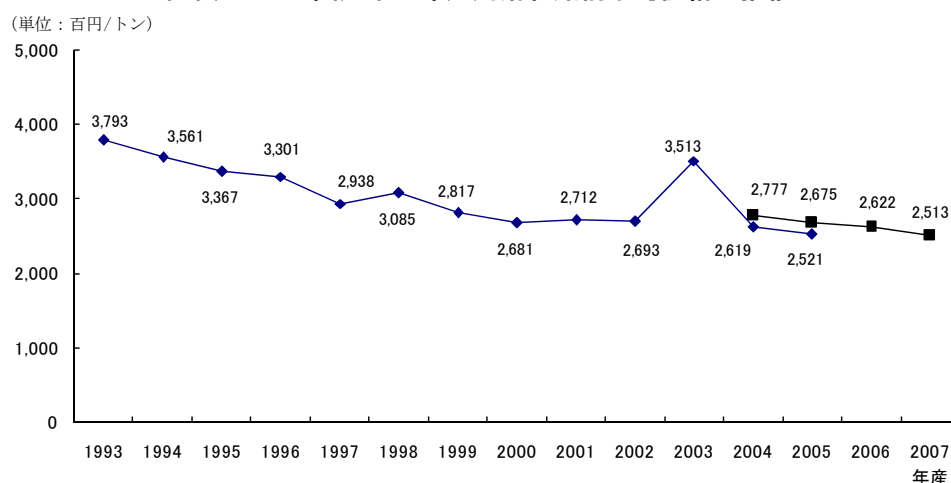
① 「食の安定供給」に関する図表

図表 1-1 主要穀物の国際価格の動向



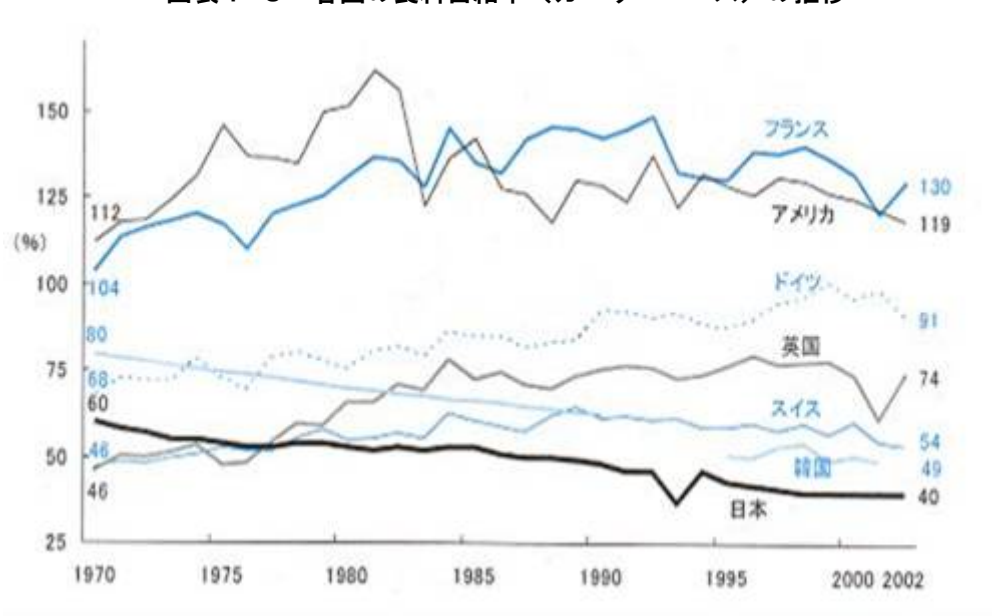
注) 小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所の第1金曜日の期近価格
 米は、タイ国家貿易取引委員会の第1水曜日のFOB価格(タイうるち米100%2等)
 資料) 農林水産省HP「食料需給インフォメーション」
 (http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_zyukyu_kakaku/index.html)

図表 1-2 国産米の年産別落札銘柄平均価格の推移



注) 1. コメ価格センター入札取引結果を基に米穀安定供給確保支援機構が作成
 2. 2006年産から、公表価格には包装代(紙袋)、抛出金、消費税を含めている。参考のため2004、2005年産についても包装代等を計上した価格を表記した
 3. 2007年産の価格は、6月25日入札終了時点の取引結果を加重平均した年産平均価格
 4. 価格は2005年産までが銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、2006年産以降は銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格
 資料) 米穀安定供給確保支援機構ホームページ
 (<http://www.komenet.jp/komedata/kakaku/2004/data1.html>)

図表 1-3 各国の食料自給率（カロリーベース）の推移



資料) 日本以外のその他の国についてはFAQ"Food Balance Sheets"等を基に農林水産省で試算。
 但し、韓国については、韓国農村経済研究院"Korean Food Balance Sheet2001"による
 (1990,1980,1990 及び 1995~2001 年) (http://www.e-shokuiku.com/jyukyuu/13_2.html)

図表 1-4 九州の食料自給率の推移

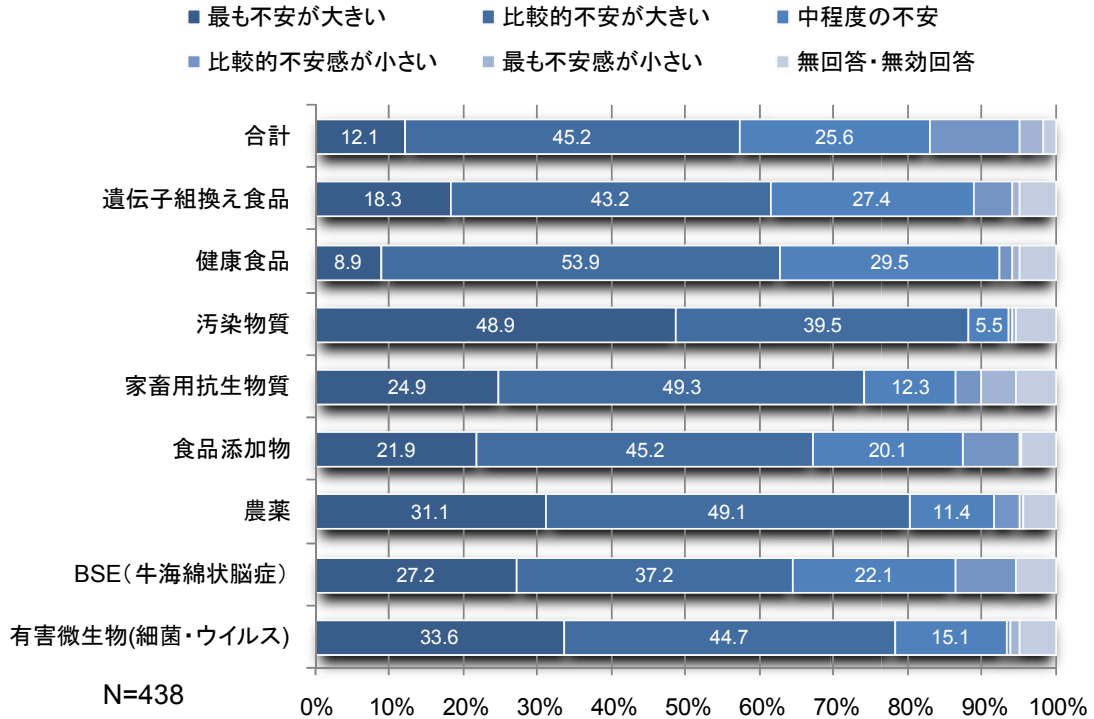
(単位:%)

区分	地域	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 (確定値)	18年度 (概算値)
カロリーベース	全国	40	40	40	40	40	39
	九州7県	49	49	49	44	48	—
	福岡県	22	22	22	19	22	19
	佐賀県	96	100	94	84	96	67
	長崎県	43	42	43	41	42	38
	熊本県	62	63	62	52	58	56
	大分県	54	54	55	46	48	44
	宮崎県	61	60	62	60	62	65
	鹿児島県	83	83	80	78	83	85
沖縄県	34	31	33	27	28	28	
生産額ベース	全国	70	69	70	69	69	—
	九州7県	121	120	120	124	120	—
	福岡県	41	42	42	40	41	—
	佐賀県	146	147	158	144	153	—
	長崎県	129	127	133	130	137	—
	熊本県	156	153	159	147	152	—
	大分県	133	130	130	132	125	—
	宮崎県	235	241	249	247	256	—
	鹿児島県	201	203	209	211	225	—
沖縄県	53	54	54	56	61	—	

資料) 農林水産省HP「食料自給資料室」、九州農政局HP「食料自給率コーナー」
 (http://www.maff.go.jp/j/zyukyuu/zikyu_ritu/zikyu_10.html)
 (http://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/jikyuritu_t/7kyushu.html)

② 「食の安全・安心」に関する図表

図表1-5 食の安全性の観点から感じている不安の程度



資料) 食品安全委員会HP「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』(平成19年6月実施)の結果」(<http://www.fsc.go.jp/monitor/1906moni-kadaihoukoku.pdf>)

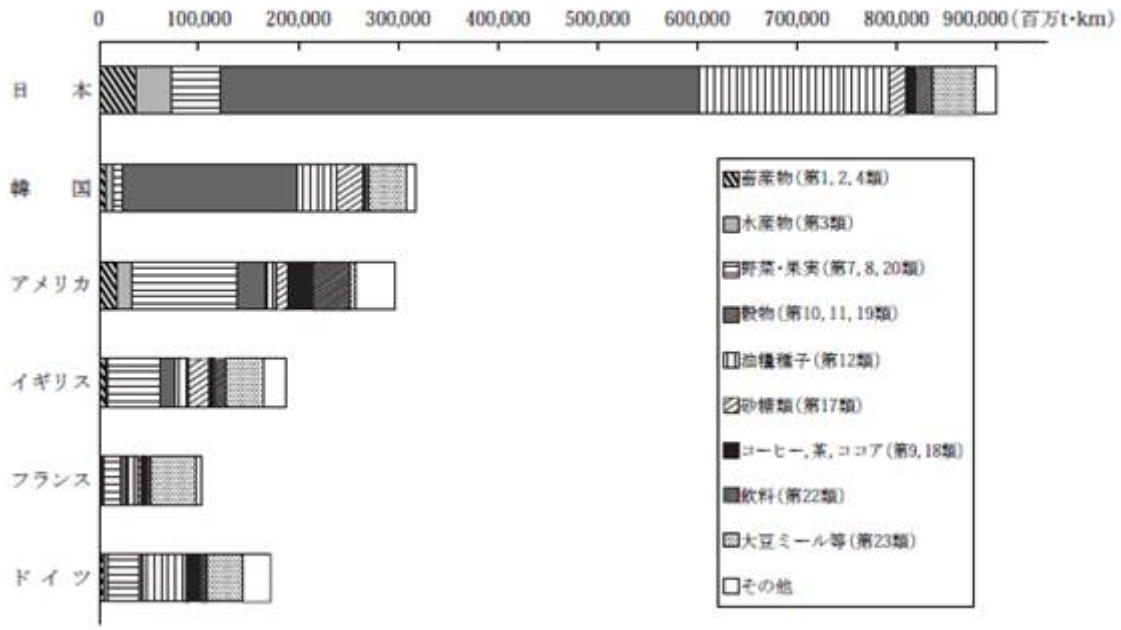
図表1-6 食品表示110番受付実績
(九州農政局 平成19年度)

品目	件数
加工食品	1,772件(61.9%)
食肉加工品	197件(6.9%)
その他加工品	1,575件(55.0%)
米麦	363件(12.7%)
精米	315件(11.0%)
精米を除く米麦	48件(1.7%)
生鮮食品	610件(21.3%)
水産物	196件(6.9%)
青果	155件(5.4%)
食肉	211件(7.4%)
生鮮全般	48件(1.7%)
その他	118件(4.1%)
計	2,863件(100.0%)

資料) 九州農政局HP「食品表示110番」(<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/jassquare/110/110.html>)

③「地球環境に優しい食」に関する図表

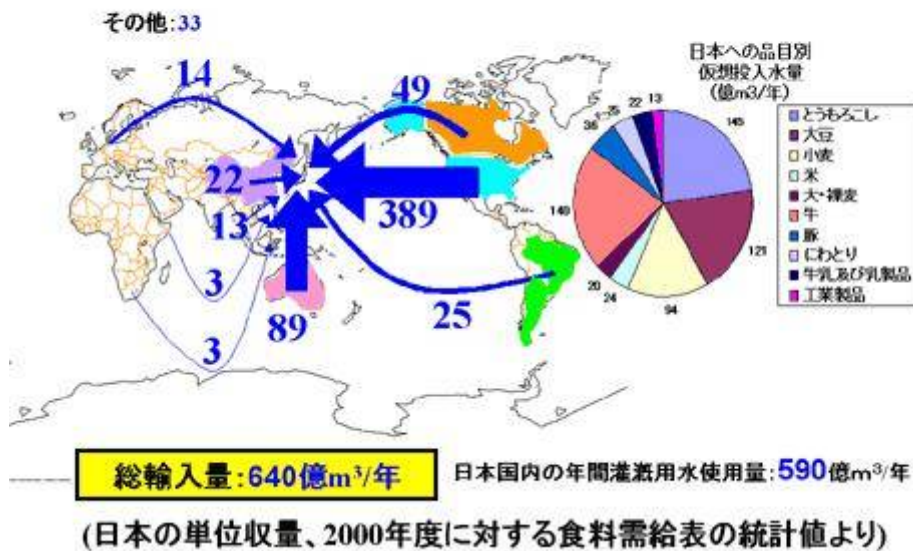
図表 1-7 各国のフード・マイルージの比較



資料) 中田哲也 (2004)「食料の総輸入量・距離 (フード・マイルージ) とその環境に及ぼす負荷に関する考察」 農林水産政策研究所レビューNo.11
 (<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/review/pdf/11/primaffreview2004-11-3.pdf>)

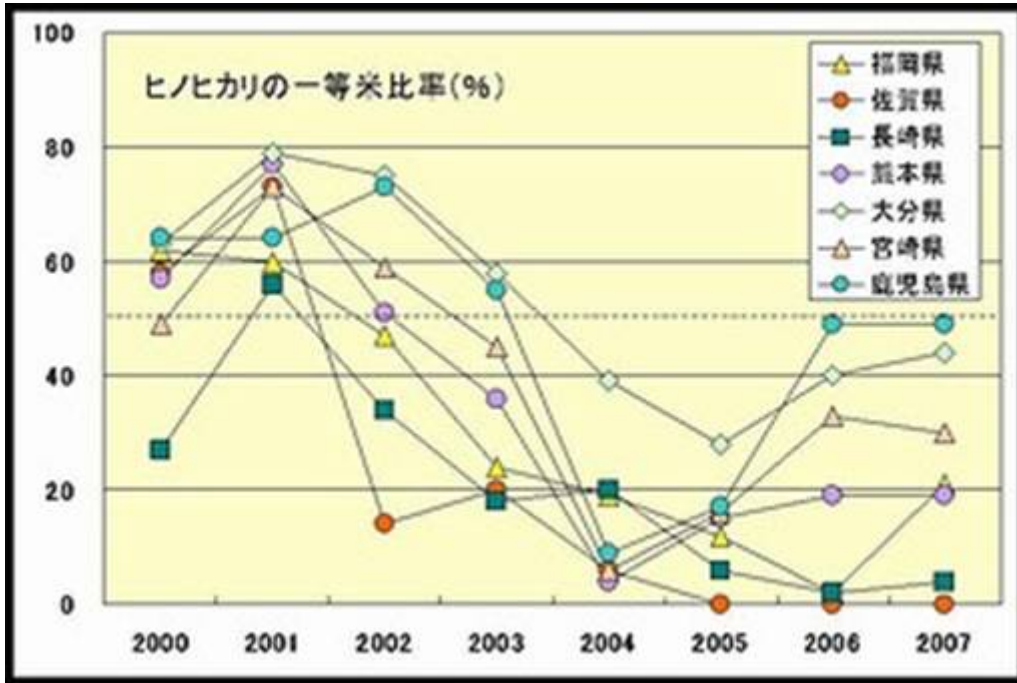
図表 1-8 日本のバーチャルウォーター総輸入量

日本の仮想水総輸入量



資料) 沖大幹助教授 東京大学生産技術研究所のホームページ
 (http://www.e-shokuiiku.com/jyukyuu/13_2.html)

図表 1-9 九州各県のヒノヒカリの一等米比率の推移



資料) 九州沖縄農業研究センターHP「温暖化による米の品質低下の実態と対応について」
 (<http://ss.knaes.affrc.go.jp/topics/ondanka/ondanka1.html>)

(2) 九州の対応のあり方
 ～「フードアイランド九州」の形成に向けて～

「九州のフードビジネス」に関する図表

図表 1-10 九州・沖縄の農業産出額

	農業産出額(億円)		増加率(%)	全国シェア(%)	
	1995	2005	2005/1995	1995	2005
農業産出額計	20,394	17,713	△ 13.1	19.3	20.1
米	3,777	2,194	△ 41.9	12.0	10.8
野菜	4,349	3,763	△ 13.5	18.2	18.6
果実	1,801	1,232	△ 31.6	19.7	17.0
畜産	6,418	7,106	10.7	24.4	26.3

資料) 農林水産省「生産農業所得統計」

図表 1-11 九州のフードビジネスの就業者数

(単位:人、%)

項目	九州8県		全国		統計年	出典
	就業者数	構成比	就業者数	構成比		
就業者数合計	6,768,946	100.0	61,505,973	100.0	2005	国勢調査
フードビジネス就業者数	1,514,515	22.4	11,505,237	18.7	—	—
農林水産業	538,527	8.0	2,965,791	4.8	2005	国勢調査
食料品製造業	146,971	2.2	1,104,292	1.8	2005	工業統計表
化学肥料製造業	775	0.0	7,292	0.0	2006	事業所・企業統計
農業用機械製造業	1,771	0.0	38,508	0.1	2006	事業所・企業統計
飲料・たばこ・飼料製造業	19,723	0.3	103,010	0.2	2005	工業統計表
飲食料品卸売業	116,151	1.7	887,159	1.4	2004	商業統計表
飲食料品小売業	366,901	5.4	3,151,037	5.1	2004	商業統計表
農耕用品小売業	10,609	0.2	70,336	0.1	2006	事業所・企業統計
一般飲食店	260,712	3.9	2,870,766	4.7	2006	事業所・企業統計
農林水産金融業	1,693	0.0	15,870	0.0	2006	事業所・企業統計
農林水産業協同組合	50,682	0.7	291,176	0.5	2006	事業所・企業統計

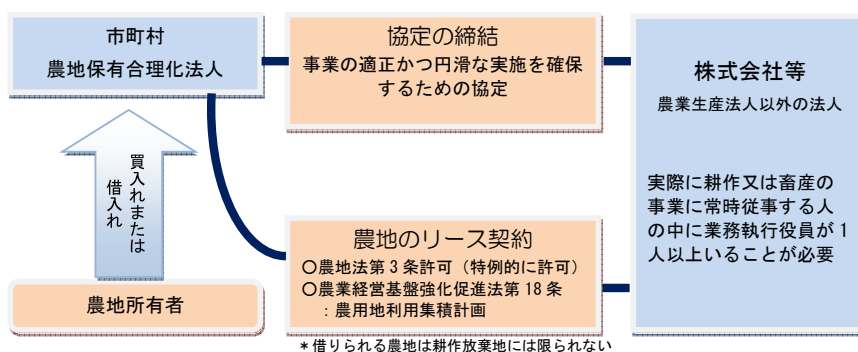
注) フードビジネスに明確な定義はなく、本表では食に関連する各種統計を合算した

資料) 総務省「国勢調査報告」「事業所・企業統計調査報告」、経済産業省「工業統計表」「商業統計表」

2. 「フードアイランド九州」形成に向けた3つの目標のための提言

(1) 「食の安定供給に応える生産性の高い農林水産業の確立」に関する図表

図表 2-1-1 農業生産法人以外の法人への農地貸し付けの仕組み



資料) (社) 日本アグリビジネスセンターホームページより

図表 2-1-2 国による企業参入支援総合対策

対策	内容	事業名
1 農業参入促進のための総合的な広報・相談活動	農業促進のための研究会、広報活動、個別相談を実施し、企業等の農業参入の円滑化および地域農業の担い手としての経営発展を支援	企業等農業参入支援全国推進事業
2 インターネットによる参入可能な農地に関する情報提供	インターネットにより、農地の貸借等の希望に関する情報を公開し、地域内外から農地の出し手・受け手を募集できる仕組みを構築し、その中で、企業等が参入に必要な農地に関する情報を広く提供	担い手農地集積高度化促進事業のうち、農地マーケット事業
3 農地利用の調整	企業等の積極的な農業参入を促進するための掘り起こし活動や企業等が参入する農地利用調整活動を実施	特定法人等農地利用調整緊急支援事業
4 農地の測量調査、簡易な基盤整備への支援による農地リースの促進	企業等が利用する農地の測量調査等に必要となる経費、小作料一括前払いに必要となる経費、簡易な基盤整備に必要となる経費を支援し、企業等への農地リースを促進	企業等農業参入支援推進事業
5 普及指導員による営農計画・作付計画・生産技術の支援	企業等への営農計画や農業生産技術等の濃密な指導を行い、安定的な経営発展を支援	新技術活用優良農地利用高度化支援（強い農業づくり交付金）
6 農業用機械・施設の整備に係る初期投資の軽減	企業が農業参入する際に必要となる農業用機械・施設や土地基盤整備等に対し、リース・融資・補助による支援を行い、農業参入の初期投資を軽減	経営構造対策（強い農業づくり交付金）、企業等農業参入支援加速リース促進事業、農林漁業金融公庫資金等

資料) 農林水産省資料

図表 2-1-3 一般企業などの農業参入事業実施市町村数

県名	基本構想策定市町村数	事業実施市町村（予定を含む）	比率（%）
福岡	62	7	11.3
佐賀	23	3	13.0
長崎	23	14	60.9
熊本	48	16	33.3
大分	18	5	27.8
宮崎	30	30	100.0
鹿児島	47	19	40.4
九州計	251	94	37.5

資料) 九州農政局「平成18年度九州食料・農業・農村情勢報告」

図表 2-1-4 九州における一般法人の農業参入状況（2007年）

県名	計	組織形態別			業種別			借受面積計 (ha)
		株式会社	有限会社	NPO等	建設業	食品会社	その他	
福岡	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎	2	2	-	-	-	-	2	3
熊本	3	1	1	1	-	-	3	3.4
大分	3	1	2	-	-	2	1	1.7
宮崎	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島	28	13	13	2	13	9	6	66.1
九州計	36	17	16	3	13	11	12	74.2
全国比 (%)	17.5	15.5	29.6	7.1	17.1	23.9	14.3	-
全国計	206	110	54	42	76	46	84	-

注) 参入法人数は 2007 年 3 月 1 日現在

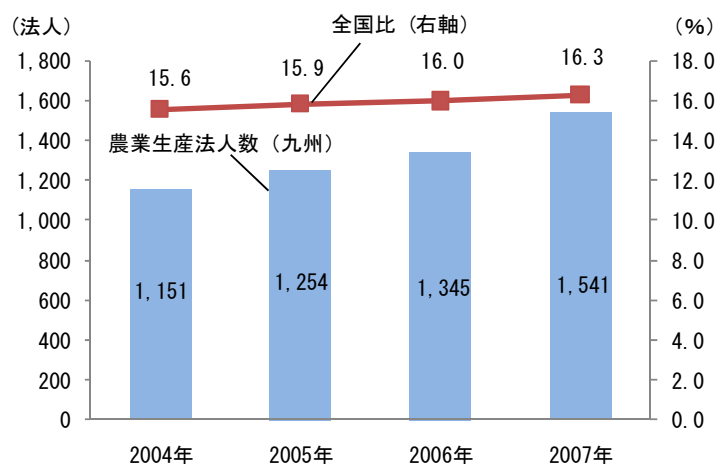
資料) 九州農政局「平成 18 年度九州食料・農業・農村情勢報告」、農林水産省ホームページ

図表 2-1-5 農業生産法人の諸要件の緩和

	1980年	1993年	2000年	2002年	2003年	2006年
法人形態の要件	農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社		同左、株式会社 (株式譲渡の取締役会の承認を定款に定めるも)		同左	同左、公開でない株式会社、合同会社
事業要件	農業およびこれに付帯する事業	農業および関連事業(生産した農畜産物を原材料とする製造・加工等)、これに付	農業および関連事業が売上高の過半			
構成員要件	①農地の権利提供者、法人の農業の常時従業者	①同左、現物出資を行った農地保有合理化法人、農協、農協連合会(議決権の) ②法人から物資の供給、役務の提供を継続して受ける個人、法人の事業の円滑化に着する者が総議決権の1/4以下、1構成員は総議決権の1/10以下	①同左地方公共団体 ②同左、法人からの物資の供給、役務の提供を継続して受ける法人、法人に物資の供給、役務の提供を継続して行う者		②同左、ただし法人が認定農業者である場合は、農家・農業生産法人は無制限、それ以外は総議決権の1/2未満	
業務執行役員要件(その他の要件)	①事業の常時従業者でかつ法人の農作業に主として従事する構成員が役員の過半		①法人の農業に常時従事する構成員が役員の過半 ②農作業に従事(原則年間60日以上)する者が上記①の過半			
関連法等	農用地利用増進法	農業経営基盤強化促進法	食料・農業・農村基本法(1999年)	農業法人投資円滑化法	農業経営基盤強化促進法改正	会社法

資料) 小野智昭「農外企業の企業参入と農地制度について」『農政調査時報』No. 556 より抜粋

図表 2-1-6 農業生産法人の推移



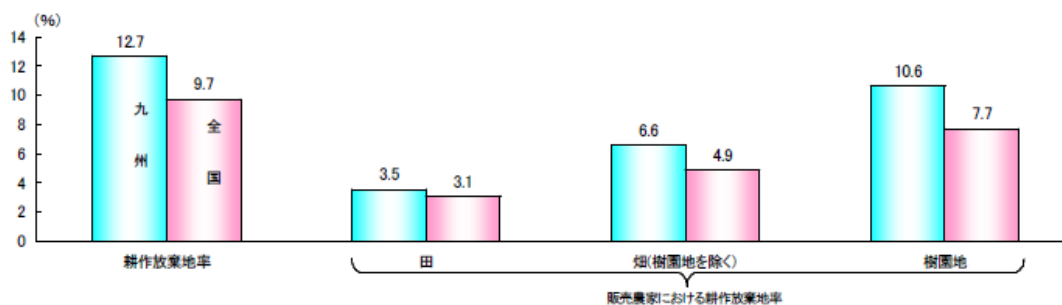
資料) 農林水産省経営局及び九州農政局調べ (各年 1 月 1 日現在)

図表 2-1-7 農業生産法人の推移

		計	株式会社 (特例有限会社 を除く)	株式会社 (特例有限会 社)	農事組合法人	その他
全国	2004年	7,383	70	5,584	1,693	36
	2005年	7,904	120	5,961	1,782	41
	2006年	8,412	180	6,345	1,841	46
	2007年	9,466	358	6,181	2,198	65
	構成比(%)	100.0	3.8	65.3	23.2	0.7
九州	2004年	1,151	13	864	266	8
	2005年	1,254	22	944	280	8
	2006年	1,345	36	1,022	278	9
	2007年	1,541	81	1,096	354	10
	構成比(%)	100.0	5.3	71.1	23.0	0.6
九州 2007年	福岡県	158	11	91	56	0
	佐賀県	67	8	50	9	0
	長崎県	106	5	81	19	1
	熊本県	267	15	184	63	5
	大分県	245	3	123	117	2
	宮崎県	264	18	211	35	0
	鹿児島県	434	21	356	55	2

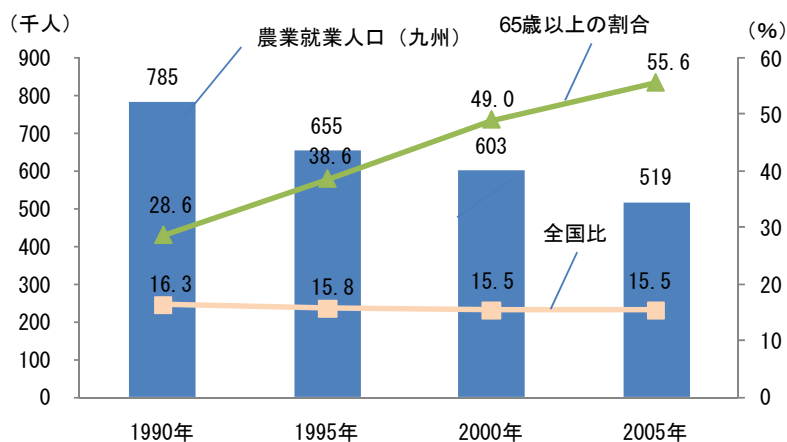
注) 特例有限会社とは、2006年5月の会社法施行に伴い、既存の有限会社が移行したものである。なお、株式会社(特例有限会社)の欄について、2004年、2005年の数値は、「有限会社」である。
資料) 農林水産省経営局及び九州農政局調べ(各年1月1日現在)

図表 2-1-8 九州と全国の耕作放棄地率の比較(2005年)



資料) 農林水産省「農林業センサス」

図表 2-1-9 農業就業人口の推移（販売農家）



注) 販売農家：経営耕作面積が30ha以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
 注) 農業就業人口：自営業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業の方が多いもの
 資料) 農林水産省「農林業センサス」

図表 2-1-10 新規学卒就農者及び離職就農者の推移

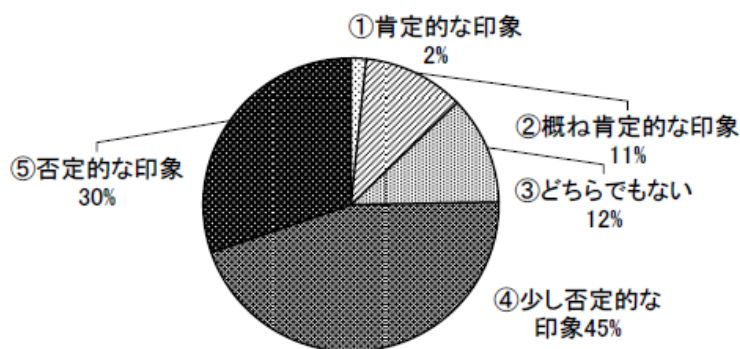
区分	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
新規就農青年	4.3	4.8	4.9	6.5	6.3	7.6	8.5	9.7	11.1	11.9	11.6	11.7	11.9	11.9	11.8	11.7
*39歳以下																
新規学卒就農	1.8	1.7	1.7	1.8	2.1	1.8	2	2.2	2.2	2	2.1	2.1	2.2	2.2	2.6	2.5
離職就農者	2.5	3.1	3.2	4.7	4.2	5.8	6.5	7.5	8.9	9.9	9.5	9.6	9.7	9.7	9.2	9.2
新規就農者中高年	11.4	16.4	16	24.6	32.5	40.4	42.5	47	53.2	53.5	65.9	67.8	68	68.3	69.2	67.2
*40歳以上																
40～49歳	1.1	1.8	1.9	3.3	5.4	6.5	7.8	7.4	8.4	13.5	6.6	8.6	8.8	9	7.6	8.5
50～59歳	5.5	7.7	6.6	9.2	8.7	9.3	10	11	13.2	25.1	14.5	16.2	16.7	17	19.4	18.4
60～64歳	4.1	4.9	5	7.7	10.6	14.3	11.1	13.7	16.6	8.6	19.4	19.5	20.1	20.5	23	20.9
65歳以上	0.7	2	2.5	4.4	7.8	10.3	13.6	14.9	15	6.3	25.4	23.5	22.4	21.8	19.2	19.4
新規就農者合計	15.7	21.1	20.8	31	38.8	48	50.9	56.7	64.2	65.4	77.1	79.5	79.8	80.2	81.1	78.9

注) 「離職就農者」とは、他産業への勤務が主から農業への従事が主になった人。(在宅、Uターンを問わない。離職就農者には、他産業に従事しながら農業にも従事していた者が退職の結果農業が主となったものが含まれる。)

注) 平成3年以降は「販売農家のみ」の調査値である。

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「農業センサス」等。

図表 2-1-11 「遺伝子組み換え」に対する印象



〔調査対象者〕安全・安心モニター1,397名(満20歳以上で国内居住者)
 〔実施時期〕平成17年6月14日～6月21日
 〔調査方法〕インターネットによるアンケート調査
 〔有効回答者数〕1,287名

資料) 農林水産省 「安全・安心モニター第4回調査結果」

(2)「食の安全・安心に配慮する供給体制の確立」に関する図表

図表 2-2-1 九州農政局管内における種類別 GAP 手法取組件数 (2008年4月2日現在)

種類	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	計
GLOBALGAP (旧名称:EurepGAP)	1			1		1		3
JGAP		1		6	1	1	1	10
県版GAP			15		1		37	53
農林水産省版GAP	2							2
その他のGAP	37			1		13	3	54
計	40	1	15	8	2	15	41	122

- 注) 1. 各種 GAP 手法に取り組んでいる農場、産地の件数
 2. 県版 GAP、農林水産省版 GAP、その他の GAP については、各県を通じた実施状況調査 (2000年12月31日現在) の件数
 GLOBALGAP および JGAP については九州農政局で調査した件数
 3. その他の GAP とは、民間 GAP (大手量販店および生協など)、JA グループ GAP など
 資料) 九州農政局ホームページ

図表 2-2-2 九州農政局管内における主な GAP 手法取組事例 (2007年12月28日現在)

県名	主体	GAP名	作物名	取引先	導入成果	課題
福岡県	朝倉物産㈱	GLOBALGAP	ねぎ	百貨店 量販店 外食産業	①販売先の拡大による経営の安定 ②記録を利用した生産レベルの向上 ③従業員の意識変化	①雇用環境の整備
福岡県	JA筑前あさくら トマト部会(19名)	福岡県版GAP	トマト	青果市場	①意識の変化	①チェックリストの提出 ②生産量の向上
熊本県	(有)松本農園	GLOBALGAP	にんじん たまねぎ だいこん ごぼう等	量販店 中央卸売市場 タイ 香港 EU	①国際的な評価 ②取引先の拡大	①認証費用
熊本県	球磨川GAP 生産者グループ(6名)	JGAP	小ねぎ ミテイトマト メロン いちご アスパラガス スナップエンドウ きゅうり	量販店 農協 青果市場	①農場リスクを意識するようになった。 ②整理整頓(農場・農薬・肥料)ができて効率的になった。 ③誰でもわかる作業記録ができた。	①グループを増やし、GAP農産物取扱量の増加 ②安定的な出荷先の確保 ③団体としての農場管理マニュアルの作成
大分県	(有)育葉産業	JGAP	みつば	量販店 青果市場	①作業マニュアル作成による作業の安全性の確保、環境対策、コスト意識の見直し ②従業員との問題意識の共有化	①残留農薬検査 ②作業点検マニュアルの見直し
宮崎県	(有)新福青果	JGAP	キャベツ ごぼう さといも にんじん かんしょ ばれいしょ らっきょ たまねぎ	量販店 外食産業	①社内の労働環境の改善 ②農業散布への細かな対応 ③作業マニュアルの認識からの労災の減少 ④詳細な作業分析や農薬・肥料の管理が的確になった	①毎日の集計作業時間が増えた ②経費に見合う収益の増加がない ③ドリフト対策経費の増加 ④集荷場の清掃時間の増加 ⑤農産物の出荷調整時間の増加

資料) 九州農政局ホームページ

図表 2-2-3 HACCP 法に基づく高度化計画認定状況

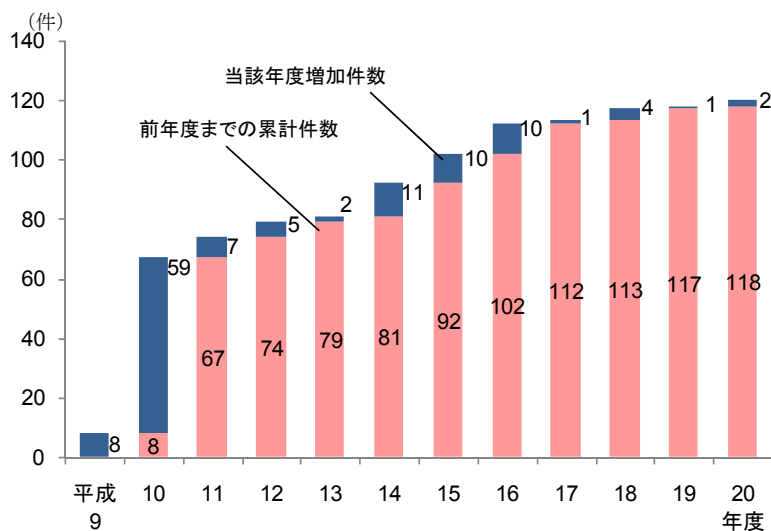
	指定認定 機関名	食品の 種類	年度別 高度化計画認定状況												事業別 計
			10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
1	(社)日本食肉加工協会	食肉製品	9	7	0	0	1	1	0	0	1	2	0	21	
2	(社)日本缶詰協会	容器包装詰常温流通食	—	5	1	2	2	1	1	0	0	0	0	12	
3	(社)日本炊飯協会	炊飯製品	—	12	10	8	10	6	5	4	4	4	4	67	
4	(社)大日本水産会	水産加工品	—	7	3	1	3	2	3	1	2	0	0	22	
5	(財)日本乳業技術協会	乳及び乳製品	—	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
6	全国味噌工業協同組合連合会	味噌	—	4	3	1	2	1	2	1	1	0	0	15	
7	全国醤油工業協同組合連合会	醤油製品	—	1	1	5	3	0	0	0	0	0	0	10	
8	(社)日本冷凍食品協会	冷凍食品	—	0	3	0	3	1	1	1	2	0	0	11	
9	(社)日本給食サービス協会	集団給食用食品	—	—	0	0	1	0	5	3	3	2	1	15	
10	(社)日本惣菜協会	惣菜	—	—	6	5	5	5	5	6	6	6	0	44	
11	(社)日本弁当サービス協会	弁当	—	—	1	4	2	4	3	4	1	0	0	19	
12	(財)日本食品油脂検査協会	食用加工油脂	—	—	3	2	1	1	0	0	0	0	0	7	
13	(財)日本食品分析センター	ドレッシング類	—	—	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
14	(社)全国清涼飲料工業会	清涼飲料水	—	—	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3	
15	(財)全国調味料・野菜飲料検査協	食酢製品	—	—	0	0	1	1	0	0	1	0	0	3	
16	(社)日本ソース工業会	ウスターソース類	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	全国菓子工業組合連合会	菓子製品	—	—	0	1	2	2	0	0	2	3	0	10	
18	全国乾麺協同組合連合会	乾めん類	—	—	—	0	1	1	0	0	0	0	0	2	
19	(社)日本パン工業会	パン	—	—	—	—	—	0	1	1	0	0	0	2	
20	全日本漬物協同組合連合会	農産物漬物	—	—	—	—	—	—	0	1	0	1	0	2	
21	全国製麺協同組合連合会	生めん類	—	—	—	—	—	—	—	0	4	1	0	5	
年度別 計			9	36	33	30	38	26	27	22	27	19	5	272	

注) 平成 20 年 7 月末現在

HACCP 法では、指定認定機関により高度化計画認定が行われる。

資料) 農林水産省ホームページ

図表 2-2-4 九州における総合衛生管理製造過程承認施設数



注) 平成 20 年 8 月 1 日現在

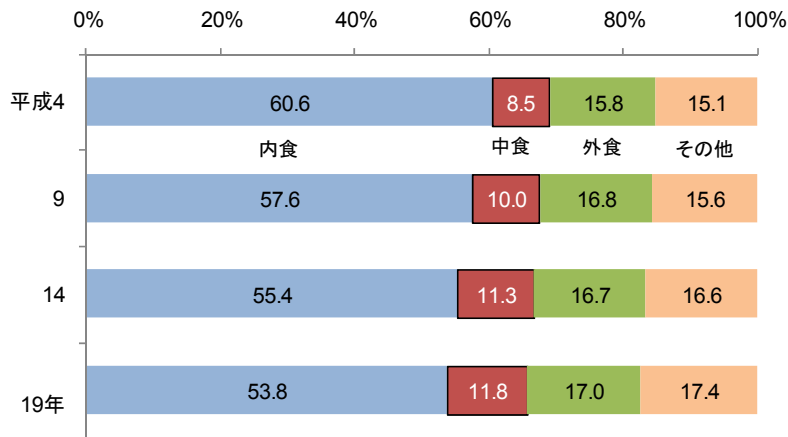
総合衛生管理製造過程とは HACCP 方式をとりいれた衛生管理手法。

厚生労働省が施設の承認を行う。

資料) 厚生労働省ホームページ

(3)「九州産食品の高付加価値化と新たな市場開拓」に関する図表

図表 2-3-1 1 カ月当たりの食費構成割合（全国・2人以上世帯）



注) その他は、飲料、酒、菓子類
資料) 総務省「家計調査年報」

図表 2-3-2 「食品」を研究する公設試験研究機関（平成20年度）

都道府県	名称
北海道	北海道立食品加工研究センター
北海道	北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
北海道	北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
青森県	青森県ふるさと食品研究センター
秋田県	秋田県農林水産技術センター 総合食品研究所
宮城県	宮城県水産加工研究所
東京都	東京都立食品技術センター
新潟県	新潟県農業総合研究所 食品研究センター
長野県	長野県工業技術総合センター 食品技術部門
愛知県	愛知県産業技術研究所 食品工業技術センター
富山県	富山県農林水産総合技術センター 食品研究所
福井県	福井県食品加工研究所
広島県	広島県立総合技術研究所 食品工業技術センター
福岡県	福岡県工業技術センター 生物食品研究所
熊本県	熊本県産業技術センター 農産加工部
宮崎県	宮崎県食品開発センター
鹿児島県	鹿児島県農業開発総合センター 農産物加工研究指導センター

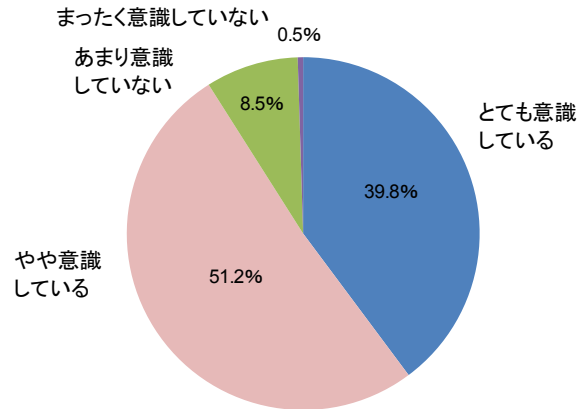
注) 食品に関連する業務を主とする公設試験研究機関の一覧
資料) 産業技術総合研究所ホームページ

図表 2-3-3 食品加工の技術開発を支援する公設試験研究機関（九州）

県名	公設試験研究機関名	主な担当部署名
福岡県	福岡県工業技術センター生物食品研究所	食品課
佐賀県	佐賀県工業技術センター	食品工業部
長崎県	長崎県工業技術センター	食品・環境科
熊本県	熊本県産業技術センター農産加工部	企画指導課、研究開発課
大分県	大分県産業科学技術センター	食品産業担当(通称 食品産業研究)
宮崎県	宮崎県食品開発センター	食品開発部
鹿児島県	鹿児島県農業開発総合センター農産物加工研究指導センター	加工開発研究室、流通保蔵研究室
沖縄県	沖縄県工業技術センター	食品・科学研究班

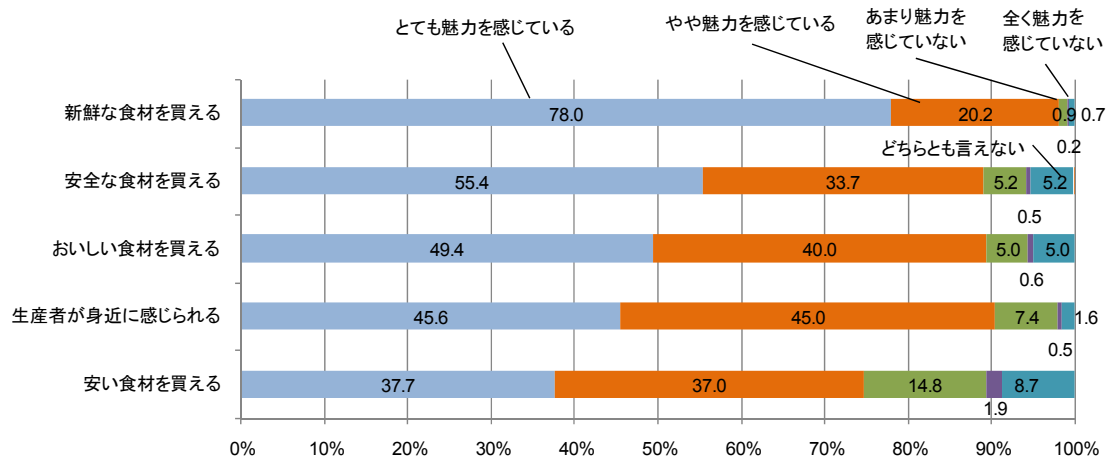
資料) 産業技術総合研究所ホームページ、各公設試ホームページ

図表 2-3-4 日常生活における地産地消に対する意識（消費者）



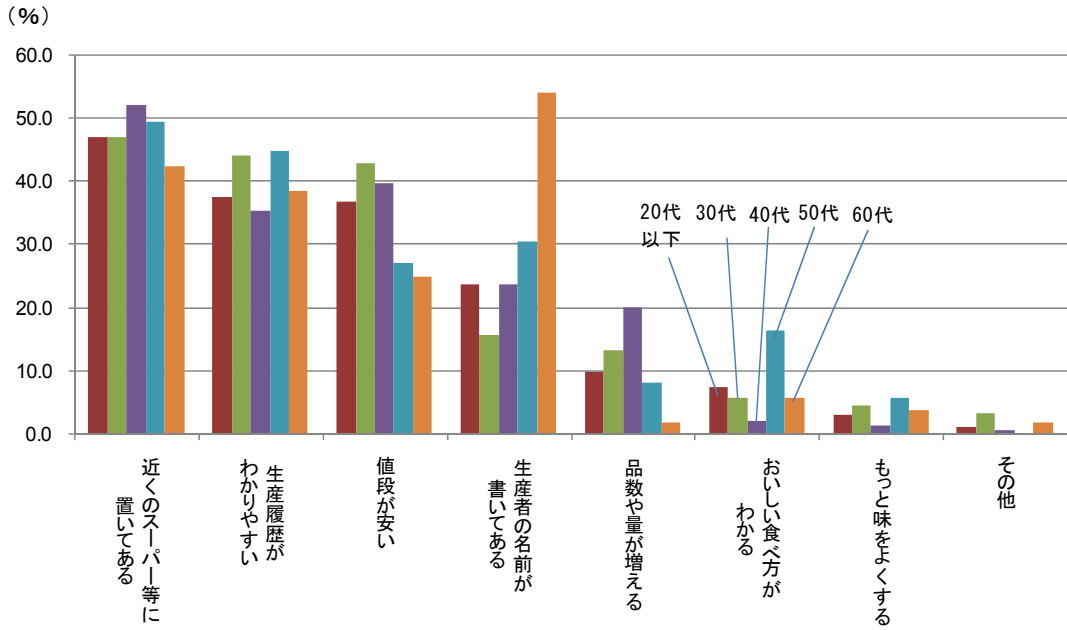
資料) 農林水産省「平成 18 年度農林水産省ネットワーク事業全国アンケート調査：地産地消に関する意識・意向調査結果」2007 年 3 月

図表 2-3-5 地産地消の取り組みによる利点（消費者）



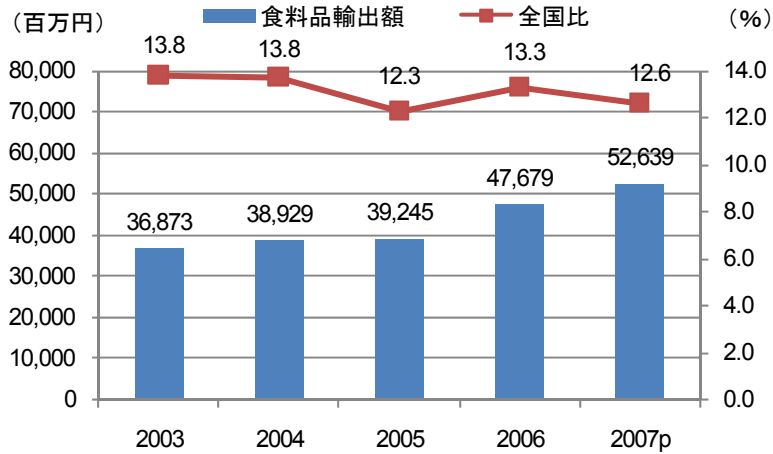
資料) 農林水産省「平成 18 年度農林水産省ネットワーク事業全国アンケート調査：地産地消に関する意識・意向調査結果」

図表2-3-6 安全・安心な食品を今よりも多く買うために必要なこと（年齢階級別）



資料) 九州経済調査協会「2004年版九州経済白書フードアイランド九州」2004年2月

図表2-3-7 九州経済圏の食料品輸出額の推移



注) 九州経済圏は九州・沖縄・山口。2007年は速報値
資料) 門司税関「九州経済圏貿易概況」

図表 2-3-8 九州における主な農林水産物・食品の輸出状況

県	輸出品目	輸出先国・地域	備考
福岡県	温州みかん	カナダ	1980年ごろより輸出
	イチゴ（とよのか→あまおう）	香港、台湾	1992年度より輸出
	富有柿（冷蔵柿）	香港	1992年度より輸出
	青ねぎ	香港、台湾	1992年度より輸出
	温州みかん、桃、小松菜、豆乳、茶、菓子、辛子明太子	香港、台湾	1992年度より輸出
	いちじく	香港、台湾	2005年度より輸出
	梨	中国	2005年度より輸出
	冷蔵牛乳	中国	2007年度より輸出
佐賀県	温州みかん	カナダ	1980年ごろより輸出
	米	シンガポール	2003年度より輸出
	梨	中国、台湾	2004年度より輸出
	イチゴ（さがほのか）	香港	2005年度より輸出
	ハウスみかん	台湾	2006年度より輸出
長崎県	温州みかん	カナダ	1980年ごろより輸出
	冷凍水産物（いか、さば等）	中国、香港、韓国	
	活魚（マダイ、ブリ等）	韓国、中国	2005年度より輸出
	果物、生花、素麺、水産加工品、酒、焼酎、茶	中国	2004年度テスト輸出
	冷凍アジ・小型サバ	中国	2004年度テスト輸出
	冷凍水産物（マアジ、キビナゴ、しめサバ等）	中国	2006年度より輸出
	島原手延そうめん・うどん	中国	2006年度より輸出
	壱岐焼酎	中国	2006年度より輸出
熊本県	温州みかん	カナダ	1978年より輸出
	紫蘇（大葉）、加工食品	アメリカ	1995年ごろより輸出
	温州みかん	中国（テスト）、台湾	2004年度より輸出
	イチゴ（とよのか、ひのしずく）	香港	2004年度より輸出
	梨	中国（テスト）、台湾、香港	2004年度より輸出
	切干だいこん	イギリス、タイ、香港、台湾	2006年度より輸出
	ニンジン、玉ねぎ	香港、台湾	2006年度より輸出
	LL牛乳	香港	2006年度より輸出
	いぐさ	タイ	2006年度より輸出
	加工食品（ハリハリ漬け）	香港、タイ	2007年度より輸出
	紫蘇（大葉）	香港、台湾	2007年度より輸出
	牛肉	アメリカ	2007年度より輸出
	乾シイタケ、メロン、スイカ、なす	香港、台湾	（準備中）
	大分県	梨（新高）	台湾、香港、中国
麦焼酎		中国	2004年度より輸出
ドレッシング		香港	
LL牛乳		香港、台湾、中国	
ハウスみかん		台湾	（準備中）
宮崎県	シンビジウム（鉢物）	中国、シンガポール	1989年ごろより輸出
	スギ丸太、製材品	中国	2002年より輸出
	さといも、ゴボウ	香港	2004年度より輸出
	完熟キンカン、甘藷	香港、台湾、シンガポール	2004年度より輸出
	牛肉	アメリカ	2007年度より輸出
	鹿児島県	養殖ブリ・カンパチ、カツオ	アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ
さつま揚げ		アメリカ、香港、シンガポール	1985年ごろより輸出
煎茶		ドイツ	1990年代より輸出
豚テール、胃袋		香港	
焼酎		アメリカ、中国	
木造住宅部材		韓国、中国	2003年度より輸出
無農薬米、くろず納豆、さつまいも冷麺		台湾、タイ	2004年度より輸出
鮮魚（養殖ブリ・クロマグロ）		中国	2005年度より輸出
牛肉		アメリカ	2007年度より輸出
沖縄県		モズク	香港、中国、台湾、韓国
	泡盛	アメリカ、香港、中国	2002年より輸出

資料) 九州農政局 (2006年)「ビジターの活用等による九州の農林水産物・食品の輸出促進検討調査報告書」に加筆

九州はひとつ委員会 委員名簿

(平成20年10月現在、敬称略)

	所 属	氏 名	会 社 名	役 職
委員長	福岡	芦塚 日出美	九州通信ネットワーク(株)	社長
副委員長	熊本	亀井 創太郎	(株)カメイホールディングス	社長
副委員長	大分	川崎 裕一	(株)佐伯建設	社長
委員	佐賀	村岡 安廣	(株)村岡総本舗	社長
委員	佐賀	古賀 醸治	窓乃梅酒造(株)	社長
委員	長崎	里 隆光	(株)十八銀行	取締役監査委員長
委員	長崎	中牟田 真一	(株)浜屋百貨店	社長
委員	長崎	辻 宏成	西九州倉庫(株)	社長
委員	熊本	中江 章三	西日本電信電話(株)熊本支店	支店長
委員	熊本	平田 雅彦	日本銀行熊本支店	支店長
委員	大分	福島 知克	大分瓦斯(株)	社長
委員	宮崎	川越 宏樹	(学)宮崎総合学院	理事長
委員	宮崎	坂下 孝二	(株)坂下組	専務
委員	鹿児島	川畑 孝則	南生建設(株)	副社長
委員	鹿児島	桑野 正敬	(株)九州タブチ	社長
委員	沖縄	太田 守明	(株)りゅうせき	会長
委員	沖縄	仲本 豊	(株)仲本工業	社長

